



琵琶湖の保全および再生に向けた取組の推進

- 琵琶湖保全再生法に基づく関係省庁との連携・御支援のもと、琵琶湖の保全および再生を推進し、国民的資産である「琵琶湖」を次世代に引き継いでいく

【提案・要望先】総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省

1. 提案・要望内容

(1) 「第2期琵琶湖保全再生計画」等に位置付けられた各施策の推進および財政的支援の強化

- 国の基本方針や第2期琵琶湖保全再生計画に位置付けられた各施策の推進
- 法第4条に基づく事業の円滑な実施に向けた必要な財政上の措置および琵琶湖に関する財政需要を反映した地方交付税の算定

(2) 「琵琶湖保全再生推進協議会」等の現地開催

- 法第8条に基づく琵琶湖保全再生推進協議会等を滋賀県において毎年度開催し、現地にて課題を関係者で共有したうえで、琵琶湖保全再生施策を一層推進

2. 提案・要望の理由

(1) 「第2期琵琶湖保全再生計画」等に位置付けられた各施策の推進および財政的支援の強化

- 琵琶湖は、近畿1,450万人の水源として、国民の1割以上が恩恵を受ける国民的資産であり、琵琶湖の保全および再生は我が国における湖沼の保全および再生の先駆けとなり得る取組。
- 法制定後、「琵琶湖保全再生等推進費」など国の支援もいただいているが、水草対策をはじめ、第2期琵琶湖保全再生計画に基づく事業の円滑な実施のために、更なる財政的支援が必要。

(2) 「琵琶湖保全再生推進協議会」等の現地開催

- 琵琶湖では、外来生物の増加や水草の繁茂等の生態系の課題に加え、北湖の全層循環の未完了など湖沼環境への影響が懸念される気候変動の問題や、マイクロプラスチックを含むプラスチックごみの問題など新たな課題が顕在化。
- こうした状況を踏まえ、琵琶湖保全再生推進協議会等を本県で毎年度開催し、現場において琵琶湖が抱える課題を関係者で共有したうえで、琵琶湖保全再生施策を一層推進していくことが必要。



<第7回 琵琶湖保全再生推進協議会幹事会 現地視察 R5.9.15>

(本県の取組状況と課題)

(1) 「第2期琵琶湖保全再生計画」等に位置付けられた各施策の推進および財政的支援の強化

(政策提案・要望) 法第4条に基づき、必要な財政上の措置を求める施策

- ・ 気候変動にも対応する湖沼水質管理の推進 (国土交通省、環境省)
- ・ 下水道による水環境保全と脱炭素・循環型社会実現への取組 (財務省、国土交通省)
- ・ 公社林の持つ多面的機能の持続的発揮 (総務省、農林水産省)
- ・ 琵琶湖の保全・再生とCO₂ネットゼロに向けた森林づくりの推進 (財務省、農林水産省)
- ・ 林業成長産業化推進への支援強化 (農林水産省)
- ・ 伊吹山の保全・再生に向けた取組への財政上の措置 (環境省)
- ・ カワウ被害防止対策への支援 (農林水産省、環境省)

「第2期琵琶湖保全再生計画」の重点事項

琵琶湖と人との共生

共感

共存

共有

琵琶湖を「守る」ことと「活かす」ことの好循環をさらに推進

琵琶湖を『守る』取組

水質汚濁の防止対策 (第10条)

水源林整備保全、鳥獣害対策 (第11条、第14条)

生態系・生物多様性保全、外来生物対策
(第12条、第13条)

水草対策、プラスチックごみ対策 (第15条)

水産資源の回復 (第16条)

琵琶湖を『活かす』取組

山村の再生、しがの林業成長産業化 (第17条)

環境こだわり農業のブランド力向上 (第17条)

環境関連産業の推進 (第17条)

琵琶湖漁業の持続的発展 (第16条)

体験・体感による琵琶湖とのふれあい推進
(第18条)

琵琶湖を『支える』取組

調査研究 (第9条)
(気候変動の知見収集含む)

琵琶湖の発信、環境教育・学習 (第21条)

多様な主体による協働 (第22条)

(2) 「琵琶湖保全再生推進協議会」の開催経過等

- ◇ 琵琶湖の保全及び再生に関する法律の施行 (H27.9.28)
 - ◇ 琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針 (H28.4.21)
 - ◇ 第1回琵琶湖保全再生推進協議会 (H28.11.15) <現地開催>
 - ◇ 第1期琵琶湖保全再生計画の策定 (H29.3.30)
 - ◇ 第1～4回琵琶湖保全再生推進協議会 幹事会 (H29.7～R2.7) <現地開催等>
 - ◇ 第2回琵琶湖保全再生推進協議会 (R2.9.8) <書面開催>
- ⇒ 法律の改正および基本方針の改定は要しない一方、滋賀県が定める法定計画については、新たな課題等への対応のため改定の必要があるとの結論に至った。
- ◇ 第2期琵琶湖保全再生計画の策定 (R3.3.29)
 - ◇ 第5回琵琶湖保全再生推進協議会 幹事会 (R3.9.7) <WEB開催>
 - ◇ 第6回琵琶湖保全再生推進協議会 幹事会 (R4.9.7) <現地開催>
 - ◇ 第7回琵琶湖保全再生推進協議会 幹事会 (R5.9.15) <現地開催>

担当：琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課水政策係 TEL 077-528-3460



琵琶湖の財政需要に対する地方交付税措置

➤ 国民的資産である「琵琶湖」を健全な姿で次世代へ引き継ぐ。

【提案・要望先】総務省

1. 提案・要望内容

国民的資産である「琵琶湖」に関する財政需要を反映した地方交付税の算定


- 琵琶湖をはじめとする大規模湖沼に係る財政需要に対する地方交付税措置の継続、拡充

2. 提案・要望の理由

- 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」では、全国における湖沼の保全および再生の先駆けの事例として、琵琶湖の保全および再生を図ることが目的とされている
- 本県では、大量繁茂する水草対策や水質監視・水質調査とともに、オオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物の防除対策や水産資源の確保・増殖対策など、琵琶湖の保全に関する経費として、国庫支出金等を除く県負担額で76億円程度を要しているところ
- また、最近では琵琶湖の北湖における全層循環[※]の未完了など、気候変動の影響と考えられる異変が観測される事態となっている
※全層循環：冬の水温低下と季節風の影響により、湖水の鉛直方向の混合が進み、表層から底層までの水温や溶存酸素濃度等の水質が一様になる現象。湖底へ酸素が供給されるこの現象は底生生物にとっても重要であり、琵琶湖の深呼吸とも呼ばれる。
- こうした課題等への対応については、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」等に基づき、所管官庁に対しては、制度的な枠組の構築のほか、財政支援制度の創設・拡充について要望・提案してきたところであり、今後も支援の拡大に向けた取組を強力に推進するもの
- 「琵琶湖」を抱える本県の実情をご理解いただき、長期的な視野に立って、琵琶湖をはじめとする大規模湖沼に係る財政需要について、地方交付税の算定方法の見直し（拡充）に関する協議の継続をお願いするとともに、当面の対応として、琵琶湖特有の諸課題に係る特段の財政需要に関しては、特別交付税による配慮を引き続きお願いする

(本県の取組状況と課題)

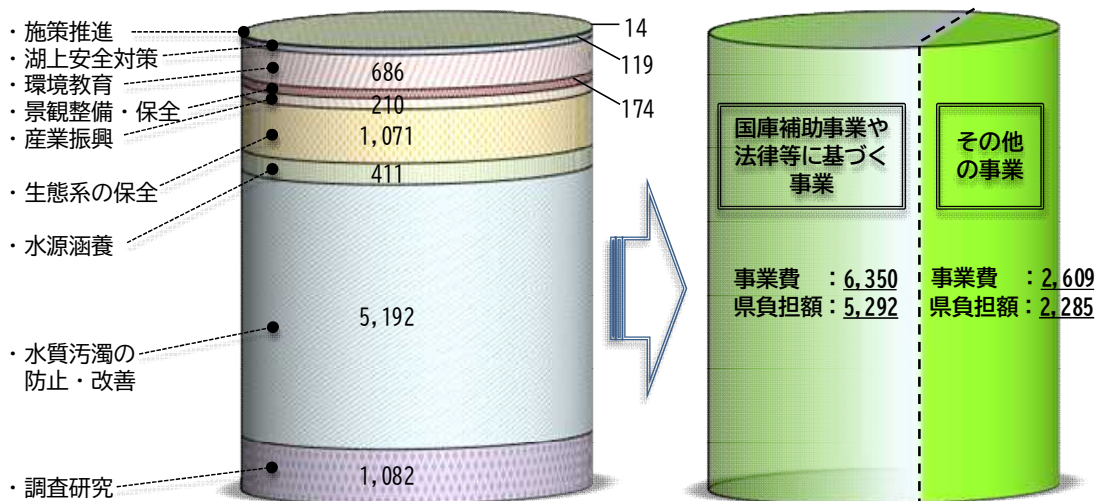
(1) 琵琶湖に関連する経費


◆琵琶湖に関する経費→ 年間 90億円程度
 (国庫等を除く県負担額 **76億円程度**)

令和6年度琵琶湖に関連する経費(事業費ベース)

(単位：百万円)

事業費：8,959百万円 (県負担額：7,577百万円)



(2) 地方交付税措置の継続・拡充

本県として、琵琶湖保全再生法等に基づき、所管官庁に対しては、制度的な枠組の構築や財政支援制度の創設・拡充に係る要望・提案等を継続するとともに、閉鎖性水域である湖沼は、特段の水質保全対策が必要であるため、水質汚濁防止や生物多様性の保全・水産資源保護といった琵琶湖特有の諸課題や環境保全に係る特定の経費については、一定配慮いただいているが、今後も地方交付税措置の継続、拡充を検討願いたい。

- 大量繁茂する水草対策や侵略的外来水生植物であるオオバナミズキンバイ等の防除対策など、琵琶湖の特有の財政需要
- 水質汚濁防止対策や水産資源の保護・回復に係る事業、琵琶湖の状況調査など、琵琶湖の保全に関する経費 等

【大量繁茂したオオバナミズキンバイの除去作業】



【大量繁茂した水草の除去作業】



担当：総務部 財政課 財政企画係 TEL 077-528-3182

「世界湖沼デー」の制定

- 国連の記念日（国際デー）として「世界湖沼デー」の制定に向けた取組を推進し、世界の水議論における湖沼問題の主流化およびSDGsの達成に寄与する。

【提案・要望先】 外務省、国土交通省、環境省

1. 提案・要望内容

「世界湖沼デー」の制定に向けた取組の推進

- 2024年の国連総会における「世界湖沼デー」の提案と決議の実現に向けた主体的な取組の推進

2. 提案・要望の理由

- 地球上の全ての経済活動や社会活動は、質の高い淡水とその供給に依存しており、安定した水を供給できる湖沼の果たす役割は大きい。
- 一方で、気候変動等の影響から世界各地における水問題が深刻化。
- 本県では、これまでから湖沼問題を世界の水議論の主要課題として位置付けるため、世界湖沼会議等の国際会議に積極的に参加し、湖沼の重要性を世界に発信するなど、国内外における湖沼管理の推進において主導的な役割を担ってきたところ。
- 2023年3月には国連において、世界的に深刻化している水問題を解決するため、46年ぶりに「国連水会議2023」が開催され、この会議において、気候変動による水質や生態系の悪化に対応するため、全ての国や関係者が連携して対応すべきとし、そのために「世界湖沼デー」などシンボリックな日を制定し、湖沼の世界的な関心を惹きつける必要性が示されたところ。
- 持続可能な湖沼流域管理に向けて、世界の人々の意識を啓発し、行動に繋げていく観点から、「世界湖沼デー」の制定は大変有意義であり、その実現のために、国内外で機運を醸成し、様々な国や地域と連携・協力していく必要があると史料。
- 国においては、2024年秋(予定)に開催される国連総会において、「世界湖沼デー」の制定を提案するとともに、その決議の実現に向けて、関係省庁が国連機関や関係国などと国際的な連携・協働を図られるよう要望する。



琵琶湖保全再生法（平成27年公布）において国民的資産と位置付けられた琵琶湖

(本県等の取組状況と課題)

(1) これまでの取組状況

- 1980年7月 「琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」施行(7月1日)
- 1981年7月 「びわ湖の日(7月1日)」を制定(※1)
- 1984年8月 第1回世界湖沼会議(琵琶湖・大津)開催(※2)(8月27日、主催:滋賀県等)
- 1986年2月 国際湖沼委員会(ILEC)設立(草津市)
- 1993年6月 琵琶湖がラムサール条約湿地に登録
- 1995年4月 UNEP 国際環境技術センター開設(草津市)
- 2001年11月 第9回世界湖沼会議(琵琶湖・大津)開催
- 2003年3月 第3回世界水フォーラム(琵琶湖淀川流域)開催
- 2015年9月 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」施行



第1回世界湖沼会議 開会
(1984年8月27日)

- (※1) 県民及び事業者の間に広く環境の保全についての理解と認識を深めるとともに、環境保全に関する活動への参加意欲を高めるための日(1996年3月に滋賀県環境基本条例に位置付け)。
- (※2) 以後、現在に至るまで全ての世界湖沼会議に参加。

(2) 「世界湖沼デー」の制定に向けた国際会議の動向

- 2022年3月 国連環境会議 (UNEA5.2)
- 2023年3月 国連水会議 2023 (UN 2023 Water Conference)
- 11月 第19回世界湖沼会議 (ハンガリー・バラトンフェレド)
→ 「バラトン宣言」に『「世界湖沼デー」の制定に向け推進を図ること』が盛り込まれた
- 2024年5月 第10回世界水フォーラム (インドネシア・バリ)
- 秋頃 国連総会 (アメリカ合衆国・ニューヨーク) ※予定

(3) 「世界湖沼デー」の制定による効果

- 「湖沼」を世界の水を巡る議論の主要課題へ位置付けること(湖沼問題の主流化)に向け、世界の湖沼関係者間の意識の高揚や更なる連携に寄与。
- 「湖沼」とSDGsの関係が強化され、湖沼保全を通じた世界各地におけるSDGsの達成に貢献。
- 400万年の歴史を有する世界有数の古代湖であり、日本最大の湖である琵琶湖を預かる滋賀県として、琵琶湖における環境保全活動の更なる機運の醸成および国際連携・協力の推進が一層加速。



第19回世界湖沼会議・開会式において江島副知事から「世界湖沼デー」制定に向けた賛同を呼び掛けた

担当：琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課水政策係 TEL 077-528-3460

「世界湖沼デー」の制定

- 国連の記念日（国際デー）として「世界湖沼デー」の制定に向けた取組を推進し、世界の水議論における湖沼問題の主流化およびSDGsの達成に寄与する。

【提案・要望先】 外務省、国土交通省、環境省

1. 提案・要望内容

「世界湖沼デー」の制定に向けた取組の推進

- 2024年の国連総会における「世界湖沼デー」の提案と決議の実現に向けた主体的な取組の推進

2. 提案・要望の理由

- 地球上の全ての経済活動や社会活動は、質の高い淡水とその供給に依存しており、安定した水を供給できる湖沼の果たす役割は大きい。
- 一方で、気候変動等の影響から世界各地における水問題が深刻化。
- 本県で脈々と受け継がれてきた琵琶湖を大切に暮らすは、持続可能な社会の実現に向けたローカルSDGsモデルであり、このことを踏まえ、これまでから本県では湖沼問題を世界の水議論の主要課題として位置づけるため、世界湖沼会議等の国際会議に積極的に参加し、湖沼の重要性を世界に発信するなど主導的な役割を担ってきたところ。
- 2023年3月には国連において、世界的に深刻化している水問題を解決するため、46年ぶりに「国連水会議2023」が開催され、この会議において、気候変動による水質や生態系の悪化に対応するため、全ての国や関係者が連携して対応すべきとし、そのために「世界湖沼デー」などシンボリックな日を制定し、湖沼の世界的な関心を惹きつける必要性が示されたところ。
- 持続可能な湖沼流域管理に向けて、世界の人々の意識を啓発し、行動に繋げていく観点から、「世界湖沼デー」の制定は大変有意義であり、その実現のために、国内外で機運を醸成し、様々な国や地域と連携・協力していく必要があると思料。
- 国においては、2024年秋(予定)に開催される国連総会において、「世界湖沼デー」の制定を提案するとともに、その決議の実現に向けて、関係省庁が国連機関や関係国などと国際的な連携・協働を図られるよう要望する。



琵琶湖保全再生法（平成27年公布）において国民的資産と位置付けられた琵琶湖

(本県等の取組状況と課題)

(1) これまでの取組状況

- 1980年7月 「琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」施行(7月1日)
- 1981年7月 「びわ湖の日(7月1日)」を制定(※1)
- 1984年8月 第1回世界湖沼会議(琵琶湖・大津)開催(※2)(8月27日、主催:滋賀県等)
- 1986年2月 国際湖沼委員会(ILEC)設立(草津市)
- 1993年6月 琵琶湖がラムサール条約湿地に登録
- 1995年4月 UNEP 国際環境技術センター開設(草津市)
- 2001年11月 第9回世界湖沼会議(琵琶湖・大津)開催
- 2003年3月 第3回世界水フォーラム(琵琶湖淀川流域)開催
- 2015年9月 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」施行



第1回世界湖沼会議 開会
(1984年8月27日)

- (※1) 県民及び事業者の間に広く環境の保全についての理解と認識を深めるとともに、環境保全に関する活動への参加意欲を高めるための日(1996年3月に滋賀県環境基本条例に位置付け)。
(※2) 以後、現在に至るまで全ての世界湖沼会議に参加。

(2) 「世界湖沼デー」の制定に向けた国際会議の動向

- 2022年3月 国連環境会議(UNEA5.2)
- 2023年3月 国連水会議2023(UN 2023 Water Conference)
- 11月 第19回世界湖沼会議(ハンガリー・バラトンフェレド)
- ➡ 「バラトン宣言」に『「世界湖沼デー」の制定に向け推進を図ること』が盛り込まれた
- 2024年5月 第10回世界水フォーラム(インドネシア・バリ)
- 秋頃 国連総会(アメリカ合衆国・ニューヨーク) ※予定

(3) 「世界湖沼デー」の制定による効果

- 「湖沼」を世界の水を巡る議論の主要課題へ位置付けること(湖沼問題の主流化)に向け、世界の湖沼関係者間の意識の高揚や更なる連携に寄与。
- 「湖沼」とSDGsの関係が強化され、湖沼保全を通じた世界各地におけるSDGsの達成に貢献。
- 400万年の歴史を有する世界有数の古代湖であり、日本最大の湖である琵琶湖を預かる滋賀県として、琵琶湖における環境保全活動の更なる機運の醸成および国際連携・協力の推進が一層加速。



第19回世界湖沼会議・開会式において江島副知事から「世界湖沼デー」制定に向けた賛同を呼び掛けた

気候変動にも対応する湖沼水質管理の推進

- 気候変動の影響を正確に把握し、適応策の検討・実施につなげる
- 良好な水質と豊かな生態系を両立する琵琶湖を実現する
- こうした取組や国立環境研究所琵琶湖分室との連携を通じて湖沼管理をリードする

【提案・要望先】国土交通省、環境省

1. 提案・要望内容

(1)気候変動の影響把握に向けた水質調査等への協力・支援

- 関西の水資源を支える豊かで安全な琵琶湖の保全再生と、琵琶湖・淀川流域での気候変動適応策の検討・実施に必要な水質調査等への継続的な協力、支援

(2)水質環境基準のあり方の検討に係る連携強化

- 底層溶存酸素量(底層DO)環境基準や水質環境基準のあり方の検討に係る連携強化

(3)新たな湖沼水質管理手法の検討への支援等

- 良好な水質と豊かな生態系を両立する新たな水質管理手法の検討への継続的な支援
- 国立環境研究所琵琶湖分室による調査研究のさらなる実施と本県との継続的な連携

2. 提案・要望の理由

(1)気候変動の影響把握に向けた水質調査等への協力・支援

- 本県と近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、水資源機構琵琶湖開発総合管理所の3隻の船が連携して水質調査を実施。豊かで安全な琵琶湖の保全再生や、琵琶湖・淀川流域での気候変動の影響を迅速に把握するには、水質調査等を継続して行うことが重要。

(2)水質環境基準のあり方の検討に係る連携強化

- 国が設置した「琵琶湖における底層溶存酸素量類型指定等検討会」に本県も参画しているが、地域の課題やニーズをより反映させていくため、今後、会議の開催頻度を増やすなど連携や議論を更に深めていくことが重要。
- 中央環境審議会の意見具申を受け、国において地域のニーズに即した生活環境の保全に関する環境基準の在り方を検討。地域のニーズに即した環境基準にするには、公用水域の常時監視等を行う地方自治体と積極的に意見交換を行うことが重要。

(3)新たな湖沼水質管理手法の検討への支援等

- 水環境の保全と生物多様性の保全を同時に推進するには、生態系に配慮した新たな水質管理手法を検討し、既存の水質環境基準と併せて運用することが重要。
- 新たな水質管理手法の検討や気候変動の影響の把握と評価を進めるには、最新の知見と技術を有する国立環境研究所琵琶湖分室との連携が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1)気候変動の影響把握に向けた水質調査等への協力・支援

- 琵琶湖は広大なため調査地点数は計 51 点で実施し、得られた観測データを解析。
- 琵琶湖では年々水温が上昇するなど気候変動の影響が確実に現れている。このような変化を継続的に把握し、適応策の検討・実施につなげる必要がある。

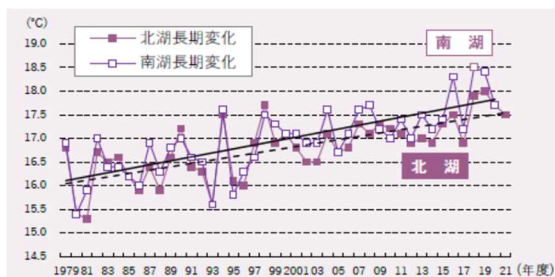


図1 琵琶湖の水温の変化

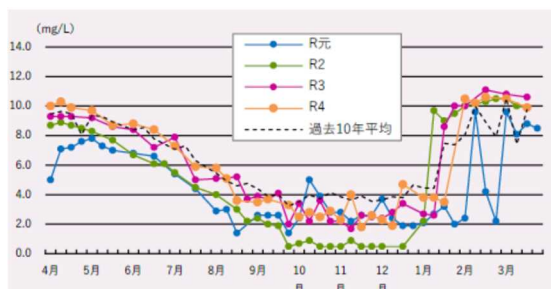


図2 今津沖中央における底層 D0 の変化

(2)水質環境基準のあり方の検討に係る連携強化

- 令和4年度に底層D0環境基準に係る環境基準点を設定。令和5年度から調査を開始。この調査結果や本県が独自に行っている底層D0の調査結果も国に提供し、達成率等の検討に協力。
- 琵琶湖では水質は改善する一方で、生態系の課題が顕在化。この課題に対応するには、既存の水質環境基準に加え、生態系に配慮した新たな水質管理手法が必要と考え、関連する調査研究を実施。



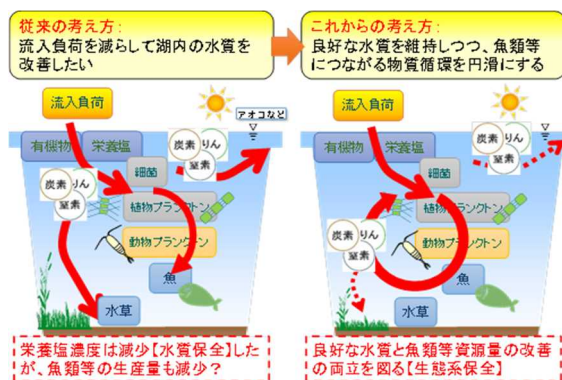
図3 琵琶湖の水質（りん）



図4 琵琶湖漁業漁獲量

(3)新たな湖沼水質管理手法の検討への支援等

- 本県の生態系に配慮した新たな水質管理手法に関する調査研究の成果を踏まえ、令和4年度から琵琶湖保全再生等推進費事業で国とともに新たな水質管理手法に関する検討を開始。国立環境研究所琵琶湖分室も参画。



担当：琵琶湖環境部 琵琶湖保全再生課 水質・生態系係
TEL：077-528-3463

下水道による水環境保全と脱炭素・循環型社会実現への取組

- 琵琶湖保全再生法に基づく琵琶湖の水質保全や大雨・地震などの災害に対する備えを進めるとともに、下水道資源の有効活用に取り組み、水環境の保全や脱炭素・循環型社会の実現に貢献する。

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】財務省、国土交通省

(1) 防災・減災、国土強靱化の継続的な推進と雨天時浸入水対策に対する支援

- 5か年加速化対策後も重点的に国土強靱化を進めるための予算の確保
- 雨天時浸入水対策に対する支援

(2) 下水道施設の整備・更新等に対する予算枠の拡大

- 下水道施設の計画的な整備・改築更新に対する予算枠の拡大
- 汚水処理の広域化・共同化に対する予算枠の拡大
- 産業立地に係る下水道整備に対する重点支援

(3) 下水道資源の有効活用の推進に対する支援

- 脱炭素化等に向けた下水道資源の有効活用に対する財政・技術的支援
- 官民連携を進めるための下水道用地の利活用における更なる柔軟な対応

2. 提案・要望の理由

(1) 防災・減災、国土強靱化の継続的な推進と雨天時浸入水対策に対する支援

- 能登半島地震の発生による今後の地震対策の切迫、気象災害の激甚化・頻発化の中、5か年加速化対策後も安定的に国土強靱化を進めるため、国土強靱化実施中期計画の早期策定による重点的かつ集中的な対策の推進と予算の確保が必要
- 集中豪雨や老朽化等に起因する雨天時浸入水について、ガイドラインに基づく効果的な対策を推進するため、勉強会の開催等の継続的支援が必要

(2) 下水道施設の整備・更新等に対する予算枠の拡大

- 広域化・共同化等に伴う流入水量の増加や整備施設の老朽化により、処理施設の増設や改築更新に対する更なる予算枠の拡大が必要
- 汚泥の集約処理や農業集落排水施設の下水道への接続等により効率化を進めているが、さらなる経営の安定化のため、広域化・共同化への予算枠の拡大が必要
- 政府の計画「新しい資本主義のグランドデザイン」など成長と分配の好循環を目指す動きがある中、企業の国内回帰による生産拠点整備を加速させるため、本県においても産業立地に係る下水道整備への重点支援が必要

(3) 下水道資源の有効活用の推進に対する支援

- 脱炭素化やグリーン化に向けて、未利用となっている下水道資源を有効活用し、エネルギー利用や緑農地利用を促進するため、引き続き事業推進に対する財政支援および技術的支援が必要
- 官民連携を進めるため、民間事業者の自由な発想による整備・設備投資が重要であり、下水道用地の有効活用にかかる更なる柔軟な対応が必要

(本県の取組状況と課題)

(1) 防災・減災、国土強靱化の継続的な推進と雨天時浸入水対策に対する支援

着実な国土強靱化の推進・地震等の災害への備え

マンホールトイレ設置

鉄筋挿入工

浸水想定区域図の作成(R5~7)

耐震対策の例

浸水対策

雨天時浸入水対策

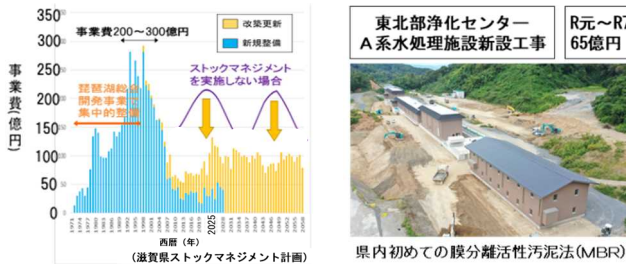
- ・ 溢水被害が発生(H25, 29)
- ・ 不明水対策検討会の設置(H26)
- ・ 国による雨天時浸入水対策勉強会の開催(R3~5)
- ・ 県マニュアルの見直し(R4)



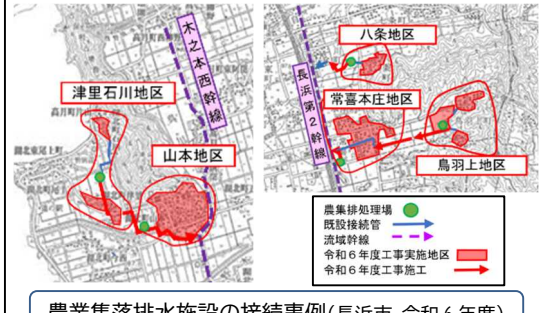
(2) 下水道施設の整備・更新等に対する予算枠の拡大

新規整備およびストマネ計画に基づく改築更新

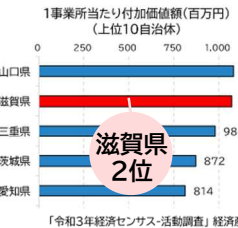
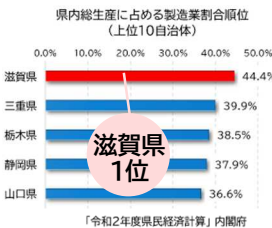
新規整備+改築更新で約 110 億円/年の事業費が必要!



汚水処理の広域化・共同化



産業立地に係る下水道整備



マザー工場
研究開発拠点

日本屈指の
工業県

重点的に立地を推進する分野

蓄電池、電子部品・半導体、
新モビリティ、医薬品・医療機器、
バイオ、情報通信業、
グリーン物流、観光

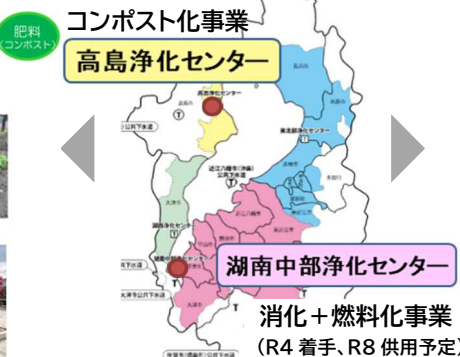


(3) 下水道資源の有効活用の推進に対する支援

脱炭素化・グリーン化に向けた下水道資源の有効活用

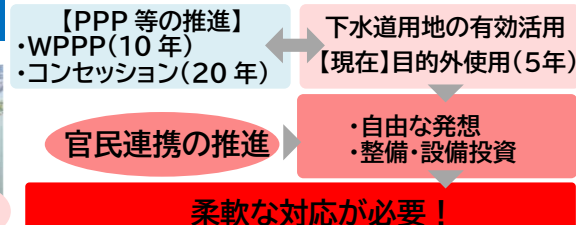
R6.5.31~
肥料販売開始

肥料(コンポスト)化



下水道用地の利活用

矢橋帰帆島



担当: 琵琶湖環境部下水道課
総務調整係
公共下水道係
施設管理・建設係
TEL: 077-528-4210

公社林の持つ多面的機能の持続的発揮

- 公社林の持つ多面的機能は、水源涵養や地球温暖化防止、国土保全等のため重要
- これらを持続的に発揮させ、CO₂ネットゼロ社会づくりにも貢献

【提案・要望先】 総務省・農林水産省

1. 提案・要望内容

(1) 公社林の伐採・搬出等に対する財政支援

- 伐採・搬出等の森林整備に係る予算の確保、分収契約の変更等への支援継続等
- カーボン・ニュートラルなど環境貢献を目指した取組への支援継続

(2) 公庫債務の利子軽減施策および地方財政措置の拡充

- 日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)債務の利子負担軽減に係る施策の拡充
- 公社支援に係る特別交付税措置の拡充(措置率および上限額の引き上げ)

2. 提案・要望の理由

(1) 公社林の伐採・搬出等に対する財政支援

- ・本県では、航空レーザ計測により把握された資源状況等を踏まえ、公社の抜本の見直しに着手している。
- ・公社林は、国の拡大造林政策に従い、自営造林を行う者が少ない山間僻地等の条件不利地域を対象に造成されたものであり、本県では、琵琶湖を取り巻く森林面積の1割を占める。この人工林を今後も造林公社において適切に管理し、水源涵養機能をはじめとする多面的機能を持続的に発揮させるためには、特別の支援が必要。
- ・引き続き伐採・搬出(利用間伐)を実施するためには、十分な予算の確保が必要。
- ・抜本的な経営対策のためには、分収割合の契約変更や不採算林の契約解除が喫緊の課題であることから、これらの取組に対する支援の継続や拡充が必要。
- ・J-クレジット制度には、全国26林業公社のうち12公社が取り組んでおり、カーボン・ニュートラルの実現に向けて、現地調査や申請事務等に対する支援の継続が必要。

(2) 公庫債務の利子軽減施策および地方財政措置の拡充

- ・関係府県は、既に債権放棄や公庫債務の引受、公社への長期無利子貸付等により特別の支援を実施済みであり、国においても、利子助成制度の拡充や、公庫既往貸付金の利率見直し、公社支援に係る特別交付税措置の拡充(措置率および上限額の引き上げ)が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 公社林の伐採・搬出等に対する財政支援

○ 現状

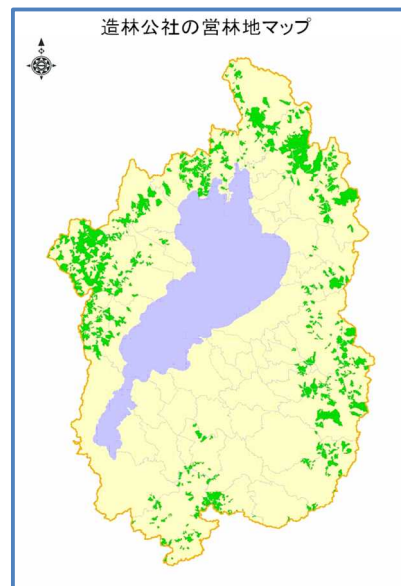
- ・ 植栽面積は約2万ha（県森林面積約20万ha）
※民有人工林面積の25%
- ・ 労務費の上昇、労働力不足、木材価格の低迷等
- ・ 伐採事業の推移（実績値）

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 見込
生産量 (m ³)	8,155	10,025	9,529	7,587	8,303	11,300

- ・ 台風等による風倒木の発生、路網の被災
- ・ シカ等による剥皮被害
- ・ 分収割合の契約変更・不採算林の契約解除の進捗遅滞

○ 課題

- ・ 事業地の奥地化等に伴う森林整備費等の増嵩
- ・ 伐採搬出に要する路網の開設および改良、維持管理



※ 環境貢献取組事例

- ・ 民間企業との連携による
J-クレジットの活用



(2) 公庫債務の利子軽減施策および地方財政措置の拡充

○ 森林の公的管理者(造林公社)に対する本県の取組状況

- ・ 補助事業活用や管理運営経費圧縮等の指導、造林補助金への任意上乘せ
- ・ 県職員の派遣、管理運営経費に対する財政支援（年間2億円超を出資）
- ・ 公庫債務の免責的引受、約690億円を42年間にわたり県民負担で返済 [H20.9]
- ・ 特定調停の成立による債権放棄（計約956億円（うち本県約782億円）） [H23.3]

※ 本県では無利子貸付金に係る利息相当分と債務引受に係る利息相当分に対し、5億円を上限とする特別交付税を措置いただいているところ

○ 課題

<<本県の森林・林業の課題>>

- 琵琶湖・淀川流域の水源林として重要な役割
- 公社林の伐採・搬出(利用間伐)面積の増加

<<県財政の課題>>

- 公庫への償還財源の確保(~2049年)
- 公社への支援財源の確保(~2068年)

担当：琵琶湖環境部森林政策課林政企画係
TEL：077-528-3914

琵琶湖の保全・再生とCO₂ネットゼロに向けた 森林づくりの推進

- 本県の森林が持つ多面的機能を持続的に発揮させることにより、琵琶湖の水源涵養、淀川水系の流域治水、国土保全や地球温暖化防止を図る

【要望先】財務省、農林水産省

1. 提案・要望内容

(1)森林整備事業に対する財政支援

- 琵琶湖の保全・再生と淀川水系流域治水に向けた健全な森林の育成や、「しがCO₂ネットゼロ」等の実現に向けて、森林吸収源対策を強化するとともに、花粉発生源対策を強化するために、主伐・再造林や奥地における間伐の推進などの森林整備に対する財政支援

(2)治山事業に対する財政支援および実施要件緩和

- 山地災害復旧、流域治水、国土強靱化を推進するため安定的な財政支援
- 山地災害未然防止に資する治山施設の機能強化・老朽化対策事業の実施要件緩和

2. 提案・要望の理由

(1)森林整備事業に対する財政支援

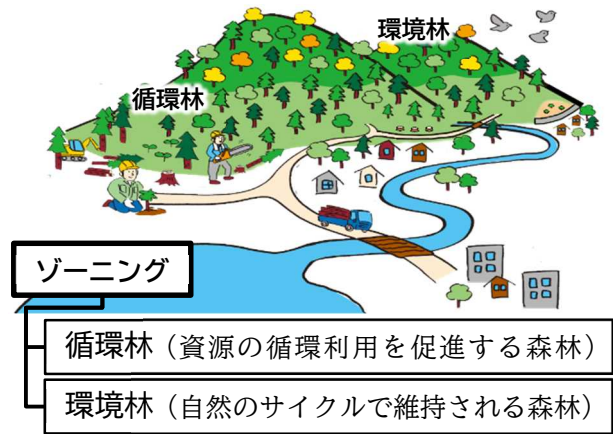
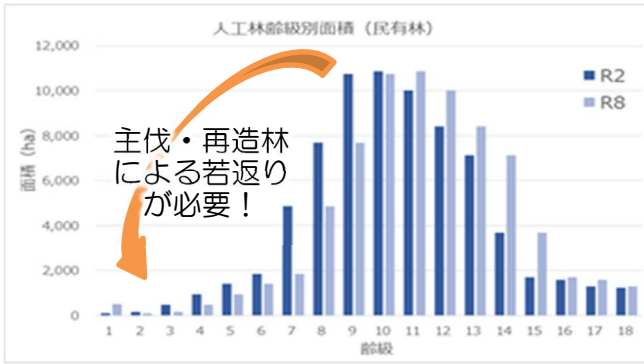
- 本県は、森林の適正管理、林業の成長産業化、さらには農山村の活性化による「やまの健康」に取り組んでいる。
- 喫緊の課題である地球温暖化対策のために、本県は「しがCO₂ネットゼロ」に取り組んでおり、主伐・再造林による森林資源の若返り等による森林吸収源対策の強化とともに、花粉発生源対策として、少花粉スギへの植え替えや、生物多様性の保全に向けて奥地における間伐等による多様で健全な森林の整備が必要。
- 本年6月に6つの森林組合が合併し、全国で有数な規模となる予定。組織・経営基盤の強化につながるよう、今後の事業展開に向けた積極的な支援が必要。

(2)治山事業に対する財政支援および実施要件緩和

- 気候変動の影響により大雨の発生頻度がさらに増加することが懸念されるなか、災害復旧工事の早期完了や、防災・減災、国土強靱化のために治山事業への安定的な財政支援が必要。
- 治山施設は、地域の社会活動や経済活動の継続のために必要不可欠な公道等重要なインフラの被災未然防止にも大きく貢献しているので、近くに人家等がないが重要なインフラの保全に資する既存治山施設を対象とした機能強化・老朽化対策事業について、実施要件の緩和が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 森林整備事業に対する財政支援(取組状況)

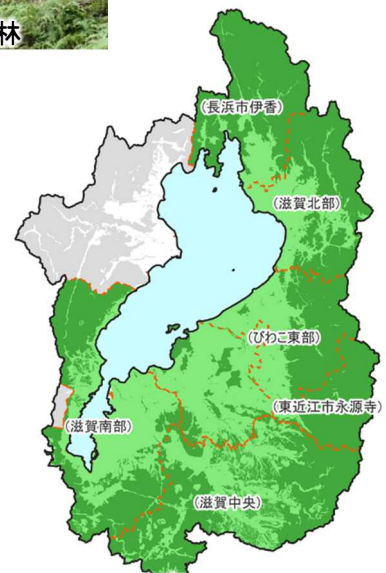


・森林組合合併の状況

令和6年6月に6組合が合併し、「滋賀県森林組合」が設立予定。合併により経営基盤が強化され、主伐・再造林や森林整備の一層の促進が期待される。

【新組合の規模】

- ・ 地区内森林面積 …157,400ha (全国1位)
- ・ 組合員数 …19,457人 (全国2位)
- ・ 出資金 …394,160千円 (全国10位)



合併後の森林組合のエリア

(2) 治山事業に対する財政支援(取組状況)

機能強化・老朽化対策

昭和53年度に施工された床固工



堤体全体にアルカリ骨材反応(ASR)とみられるひび割れ(最大20mm)、放水路天端部の欠損、および基礎部の洗掘が見られた

令和4年度機能強化・老朽化対策事業



- ・ 堤体の増厚
- ・ 水通し部の取壊し・新設
- ・ 水通し幅の拡張
- ・ 天端の石張工による摩耗防止
- ・ 根継工および根固め工
- ・ 堤体上流側のひび割れ補修工

担当：琵琶湖環境部 森林政策課 TEL 077-528-3914
 森林保全課 TEL 077-528-3930

林業成長産業化推進への支援強化

- 琵琶湖の水源林の持つ多面的機能の持続的発揮のため、森林の適切な管理を図りながら、林業・木材産業の成長産業化に取り組むことにより、CO₂ネットゼロ社会づくりに貢献するグリーン成長を実現する

【提案・要望先】農林水産省

1. 提案・要望内容

(1) 木材の利用拡大に向けた木造建築物や木育等への支援

- 都市（まち）の木造化推進法にも明示された脱炭素社会の実現に資するため、公共および民間建築物の木造化・木質化の促進に必要な予算の確保
- 森林資源の循環利用につながる「木育」の取組に対する必要な支援

(2) 効率的な木材生産に向けた財政支援の充実

- 林業事業者等による林業機械や製材機の導入、基盤整備等への支援に必要な予算の確保
- 林業従事者の確保・育成のため、緑の青年就業準備給付金の対象拡大（短期間の研修生への適用）

(3) 製材の日本農林規格（JAS）への支援

- 中小製材工場の JAS 認定の取得や維持に要する経費に向けた支援制度の創設

2. 提案・要望の理由

- (1) 本県において、森林資源の循環利用を進め、適正な森林整備を促すことは、国民的資産である琵琶湖の水源林を健全に引き継ぐことにつながる。
 - ・ 本県では、森林の適正管理、農山村の活性化および林業・木材産業の成長産業化を柱とする「やまの健康」を推進している。
 - ・ 昨年3月には「滋賀県県産材の利用の促進に関する条例」が制定され、さらなる県産材の需要創出が必要。
 - ・ 今後、需要拡大の余地が見込める、非住宅分野の木造化の促進と、あらゆる世代が木とふれあい、木に学び、木と生活することにより、暮らしと森とのつながりを理解し、豊かな心を育む木育の取組への支援が重要。
- (2) 需要の拡大に対応するため、素材生産量を拡大させ、安定的なものとするためには、林業機械や製材機の導入、基盤整備により作業を効率化させることが不可欠。
 - ・ 滋賀もりづくりアカデミーでは林業就業希望者へ半年間の研修を行っている。研修生は研修期間中の収入がないため、就業までの生活支援等が必要。
- (3) 小規模な製材工場は、JAS 認定の手数料や維持費が負担となることから、その軽減に向けた支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 中長期において住宅需要の減少が予測されるなか、需要創出として、非住宅分野における木材利用の促進と木育の取組を実施。

- ・ 非住宅分野の人材育成として、木造建築セミナーにより人材を育成(R3～)。国の「地域における非住宅木造建築物整備推進事業」による推進団体の設立支援(R4～)。

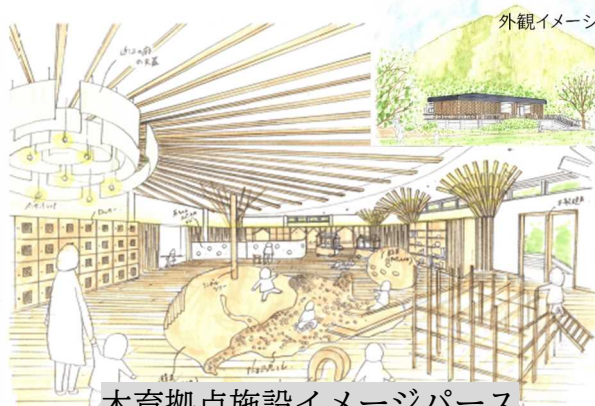


特別養護老人ホーム



木造建築セミナー(滋賀県林業会館)

- ・ 平成 28 年度のウッドスタート宣言後、様々な木育の取組を実施。
- ・ 令和 5 年 3 月に県木育指針を策定。令和 5 年度には「びわ湖木育サミット」開催。令和 6 年度には、県の木育拠点施設を整備し、県全体に木育の取組を広げていく。



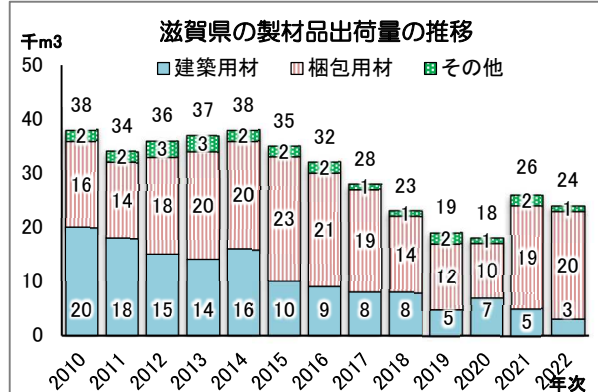
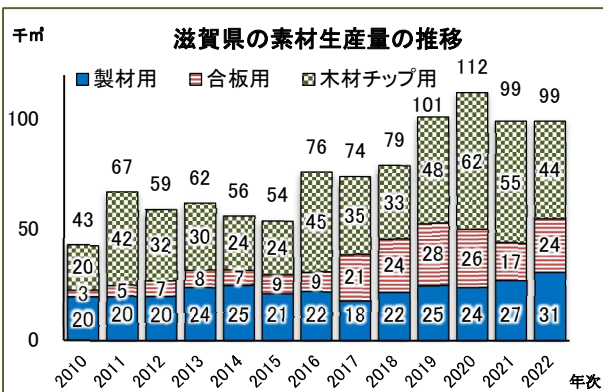
木育拠点施設イメージパース



びわ湖木育サミット

(2) 素材生産量の増加傾向が鈍化しており、効率化に加え主伐・再生林の取組を強化。

- ・ 県内製材工場 117 工場のほとんどが中小規模であり、出荷量は減少傾向。
- (3) JAS 認定工場は 2 工場のみであり、低コストで品質の確かな製品を供給できる体制の整備が必要。



担当：琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課 TEL：077-528-3915



伊吹山の保全・再生に向けた取組への財政上の措置

- ▶ 多様な草花や生きものでにぎわう魅力的な伊吹山を取り戻し、生物多様性保全の象徴の一つとして未来に引き継ぐ

【提案・要望先】環境省

1. 提案・要望内容

自然環境整備交付金および指定管理鳥獣捕獲等事業による継続的な支援

- 伊吹山の保全・再生に向けた取組への継続的な財政支援を行うこと【伊吹山自然再生事業・指定管理鳥獣捕獲等事業】

2. 提案・要望の理由

- 日本百名山の一つである伊吹山は、「古事記」や「日本書紀」にその名が記されるなど、古来から広く知られている山であるとともに、国内における分布の南限・北限となっている植物や伊吹山だけに自生する多くの固有種等により多様な植物相が形成され、山頂のお花畑は国の天然記念物に指定されているなど、国民的な資産として保全し、将来に引き継ぐべき貴重な山。
- しかし、近年、ニホンジカの食害等により、山頂のお花畑や南側斜面の草原植生が衰退・裸地化。県、米原市、関係団体等により自然再生協議会を平成20年に設置し、植生防護柵の設置や入山協力金の収受等の取組を実施。ニホンジカについても捕獲や生息状況の調査等を実施。
- 主要登山道がある南側斜面では、ニホンジカの食害等に加え降雨の影響により、この数年で土壌の浸食が急速に進行。令和5年7月の大雨で大規模な土砂流出が発生して以降、登山道を通行止めし、登山道について応急復旧工事を実施中。
- また、南側斜面の植生復元、山頂お花畑の保護およびニホンジカの捕獲推進に向けて、自然環境整備交付金（令和5年度補正）や指定管理鳥獣捕獲等事業も活用しつつ、総合的に取組を実施。
- 伊吹山の自然環境の保全・再生に向けた事業を着実に進めていくためには、自然環境整備交付金および指定管理鳥獣捕獲等事業による継続的な支援が不可欠。

(本県の取組状況と課題)

裸地化が進行する伊吹山の現状

避難小屋（6合目）
（土砂流出被害直後）



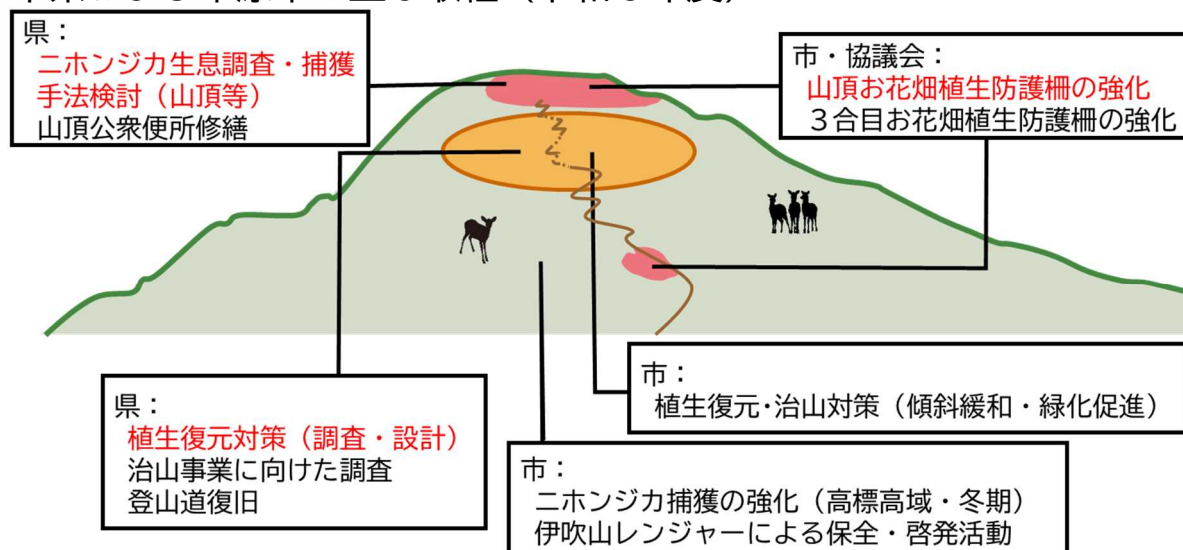
登山道（7合目）
（幅60cmを残し崩落）



南側斜面（6合目～8合目）
（土砂流出で登山道寸断）



本県および米原市の主な取組（令和6年度）



伊吹山自然再生事業（自然環境整備交付金事業）

<令和6年度>（令和5年度国補正予算）

県：南側斜面での植生復元および土壌浸食対策に係る調査設計

米原市：山頂お花畑での植生防護柵の強化（金属柵化）

<令和7年度以降>

県：令和7年度に植生復元対策の工事に着手し、以降、事業を推進

⇒着実な事業推進のため、自然環境整備交付金による継続的な支援が必要

指定管理鳥獣捕獲等事業

<令和6年度>

県：センサーカメラによる生息状況調査、
山頂付近での効果的な捕獲手法の検討

<令和7年度>

県：センサーカメラによる生息状況調査、効果的捕獲手法普及のためのマニュアル作成

⇒令和7年度に捕獲手法の確立を図りたいため、継続的な支援が必要

ニホンジカの群れ(山頂)



担当 (1)	琵琶湖環境部自然環境保全課	自然公園・企画係	TEL 077-528-3481
(2)	同	鳥獣対策室	TEL 077-528-3489



カワウ被害防止対策への支援

- 野生鳥獣の適正な管理により、農林水産業被害・生活環境被害の低減を図り、人と野生鳥獣との共生を目指す。

【提案・要望先】農林水産省・環境省

1. 提案・要望内容

カワウの試行的捕獲の継続的支援および新技術の開発・研究

- 影響が全国的に拡大しつつある中、主要な繁殖地となっている本県が行う対策への継続的な支援
- 水産業被害・生活環境被害低減に資する効果的・効率的な捕獲技術の研究・開発および技術の普及支援
- 銃器の使用が困難な地域における銃器によらない捕獲手法の研究・開発

2. 提案・要望の理由

カワウの試行的捕獲の継続実施および新技術の開発・研究

- 本県は、他府県と比較して、大規模な営巣地を抱えており、全国のカワウ生息数に与える影響は大きいとされている。
- 本県では、捕獲により春期生息数が約 38,000 羽（平成 20 年）から約 7,000 羽（平成 27 年～令和 2 年）まで減少したが、内陸部への分散化に伴い、令和 5 年春には 18,000 羽を上回るまで増加。
- 一大繁殖地である滋賀県では、これまで銃器捕獲に取り組んできたが、住宅地近くなどに大規模繁殖地が形成され、銃器を使用できないことから、個体数調整を図ることが困難な状況。
- こうした中、住宅地に隣接して形成されたねぐら・コロニーの 1 つで、令和 5 年度は、モデル事業として捕獲の検証等を実施。
- 令和 6 年度は、環境省の施行委任事業として、捕獲の検証事業を継続しているが、技術の確立および「集落近辺における銃器捕獲安全管理マニュアル」の精査のためには、令和 7 年度においても引き続き、支援をお願いしたい。
- これまで国等で開発された対策手法は、小規模なコロニーを対象としており、本県で見られるような 1,000 巣前後にもなる大規模コロニーには適さない。
- 大規模なねぐら・コロニーでの効率的な個体数削減につながる銃器を用いない新たな捕獲技術の開発が急務であることから、国において技術開発に取り組まれない。

(本県の取組状況と課題)

カワウ捕獲技術の研究・開発による支援等

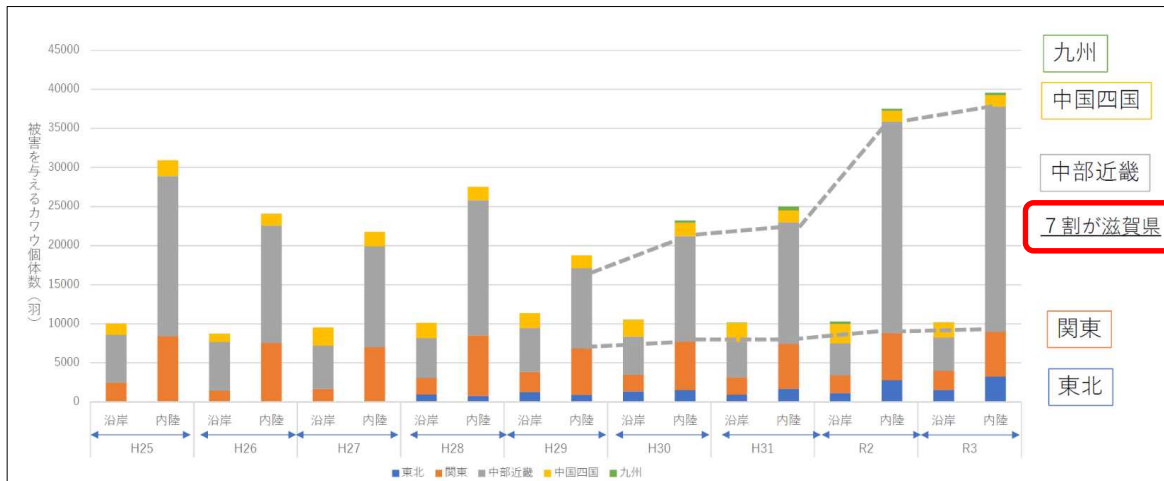
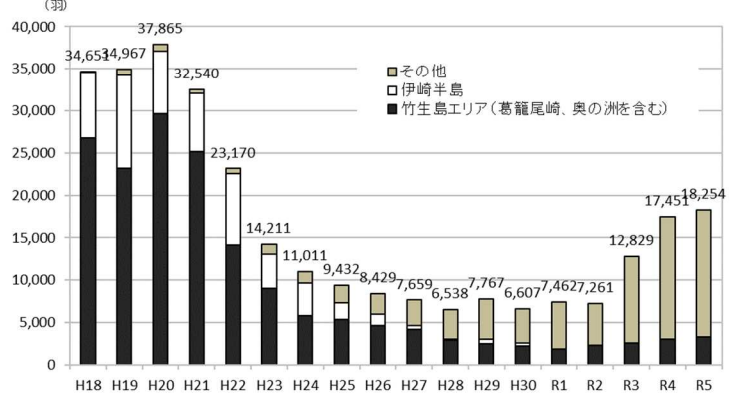


(カワウ)

○内陸部の河川等へ生息域が分散化するとともに、生息数が再び増加に転じている。



<滋賀県カワウ生息数の推移>



地域別の被害を与えるカワウ個体数の推定結果

(令和5年度特定鳥獣(カワウ)の保護管理に係る研修会、水産庁作成資料抜粋)

担当：琵琶湖環境部 自然環境保全課鳥獣対策室
 TEL 077-528-3489
 農政水産部 水産課 TEL 077-528-3873